

# 第3次 相模原市一般廃棄物 処理基本計画

【改定】

## 概要版

平成31（2019）年3月策定

令和 6（2024）年3月改定

相模原市

# 計画改定の趣旨

## ➤ 資源循環都市を目指す

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招き、地球温暖化や天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響が懸念されています。

国際的には、平成 27 年に「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国際連合において全会一致で採択されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能 (サステイナブル) な循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。

国では、平成 12 年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号) の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種の廃棄物・リサイクル関連法の整備が進められてきました。

近年では、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」 (令和元年法律第 19 号。以下「食品ロス削減推進法」という。)、令和 4 年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 (令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。) が施行されるなど、さまざまな取組が進められています。

さらに、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、近年多発する自然災害による災害廃棄物の大量発生などにより、これまで以上に安全・安定的な廃棄物処理体制が求められています。

相模原市では、平成 31 年 3 月に本市の一般廃棄物の処理についての基本方針である「第 3 次相模原市一般廃棄物処理基本計画」 (以下「第 3 次計画」という。) を策定しましたが、本計画が令和 5 年度に中間目標年度を迎えたことから、これまでの数値目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、廃棄物行政を取り巻く課題や社会情勢の変化を踏まえ、既存施策の見直しや新規施策を盛り込むなど必要な見直しを行い、「第 3 次計画」の改定を行います。

## ➤ 更なる 4R の推進、廃棄物の適正処理等を掲げた長期的視点に立った計画

本市は、今後想定される最終処分場等のインフラ整備や高齢化社会に伴う人口動態の変化、また、市民のライフスタイルの変化に的確に対応して、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が引き続き廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいく必要があります。

本計画では、一般的な 3 R (排出抑制・再利用・再生利用) の概念だけでなく、そもそもごみとなるものを作らない「リフューズ (発生抑制)」を加えた 4 R の更なる推進、一般廃棄物の適正な処理、大規模災害への備え等、持続的かつ長期的視点に立った基本的な方針を示します。



# 社会情勢の変化に伴う新たな課題

## ➤ 新たな課題1 プラスチックごみ対策

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしていますが、不適正な処理により海洋へ流出したプラスチックごみやマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題となっています。また、プラスチックは、原料である原油の採掘から流通、製造、消費、処分のそれぞれの段階で排出される温室効果ガスが問題となっています。

国では、プラスチックごみへの対応の機運の高まりから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年7月にはプラスチックごみ削減に向けた意識改革を促すため、レジ袋の有料化を義務付けました。

さらに、令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行され、使い捨てプラスチック製品を提供している事業者に対して、使い捨てプラスチック製品の排出を抑制するよう求めるとともに、市区町村はプラスチック製品の分別収集を促進するため、プラスチック製容器包装リサイクルルートを活用して資源化することが可能となりました。

このような動きを受けて、本市でも、プラスチックごみ問題への取組をより一層進めていくことが必要です。

## ➤ 新たな課題2 食品ロス対策

食品ロスの問題は、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」でも重要な柱として位置付けられており、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されています。また、食料の多くを海外からの輸入に依存している我が国において、年間約523万トン（農林水産省及び環境省「令和3年度推計」）もの食品ロスが発生していることは、ごみ排出量の削減という観点だけでなく、食料の安定供給・確保という点からも、早急に取り組む強化が課題となっています。

国では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月閣議決定）において、令和12年度に平成12年度比で、家庭系・事業系の食品ロスを半減する目標を掲げています。

食品ロスの削減は、ごみ量の削減効果が大きく、「SDGs 未来都市」を掲げる本市では、食品ロス量の削減に向けた取組を進めていくことが必要です。

## ➤ 新たな課題3 脱炭素社会の実現に向けた取組

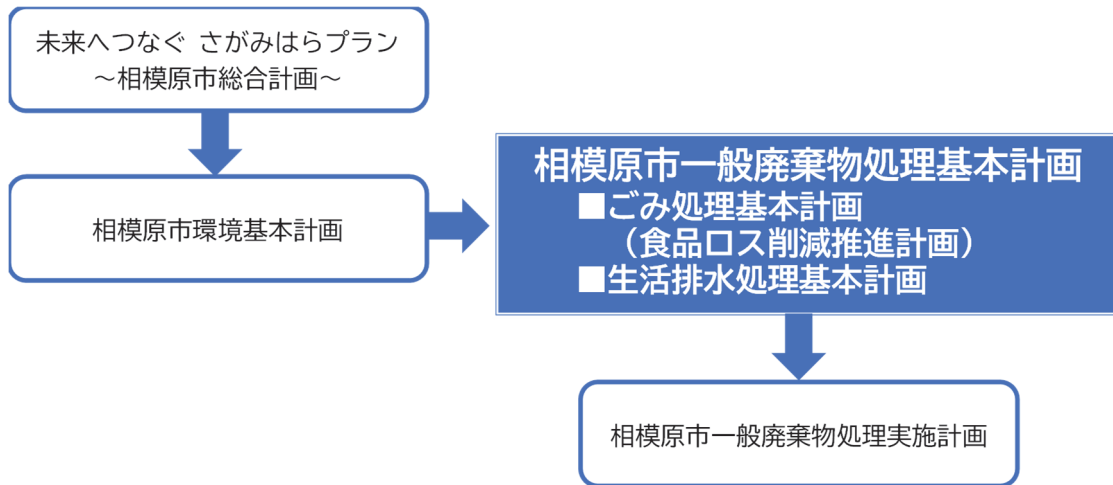
地球温暖化の進行による気候変動の影響が深刻化する中、地球規模での持続可能な社会の実現を目指すために、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減など、地球温暖化の進行を防止する取組が求められています。

国では令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル（脱炭素社会）」を目指すことを宣言しました。

本市においても、令和2年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」で、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しており、廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の削減や熱エネルギー回収等の取組をより一層進めていくことが必要です。

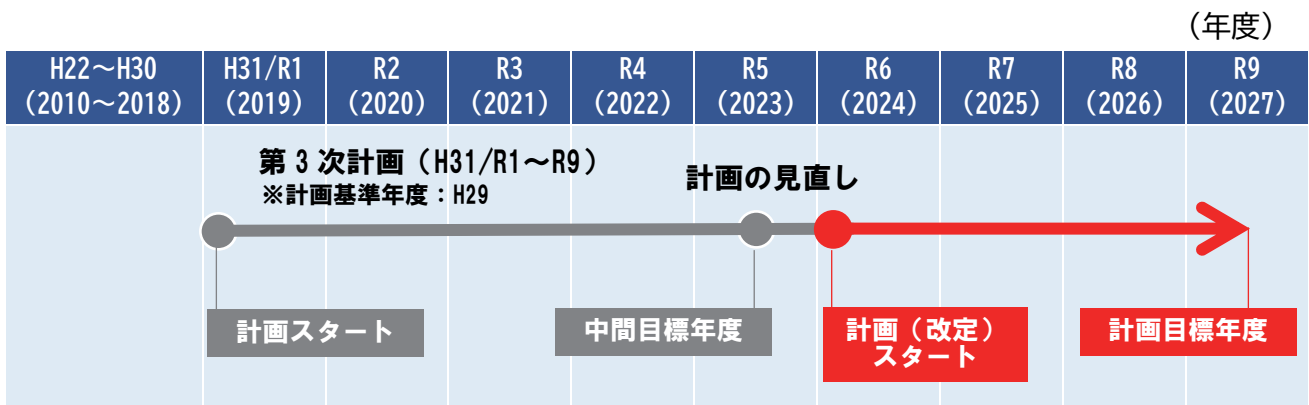
## 計画の位置付け

この計画は、ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」で構成され、「食品ロス削減推進法」に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を、本計画に内包する形で位置付けます。



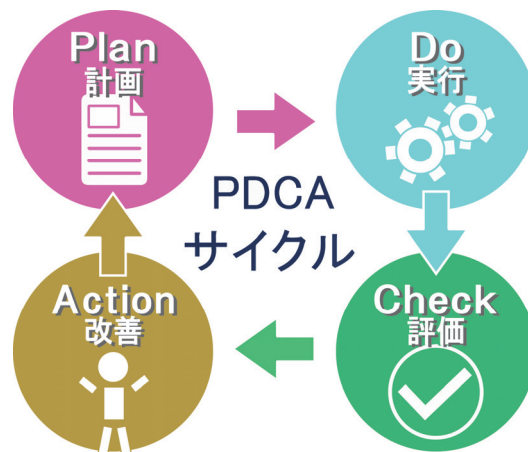
## 計画期間

この計画は、中間目標年度における改定計画であるため、令和6年度を初年度とし、令和9年度を計画目標年度とする4年間を計画期間とします。



## 計画の進行管理

計画に基づく施策(Plan)、実行(Do)、評価(Check)及び改善(Action)からなるPDCA マネジメントサイクルによる適切な進行管理を行います。



# 中間目標の達成状況

## ➤ ごみ処理における数値目標

数値目標1 ごみ総排出量		
令和4年度実績	213,946 t	
中間目標 (令和5年度)	220,000 t 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	216,000 t 以下	達成

数値目標2 最終処分量		
令和4年度実績	19,413 t	
中間目標 (令和5年度)	21,000 t 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	20,000 t 以下	達成

サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く。)		
令和4年度実績	467 g	
中間目標 (令和5年度)	480 g 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	465 g 以下	あと2g減量

サブ指標2 食品ロス排出量		
令和4年度実績	11,364 t	
中間目標 (令和5年度)	8,500 t 以下	あと2,864t減量
計画目標 (令和9年度)	7,900 t 以下	あと3,464t減量

サブ指標3 事業系ごみ排出量		
令和4年度実績	52,239 t	
中間目標 (令和5年度)	55,000 t 以下	達成
計画目標 (令和9年度)	54,000 t 以下	達成

## ➤ 生活排水処理における数値目標

数値目標1 生活排水処理率		
令和4年度実績	98.6%	
中間目標 (令和5年度)	98.8%	あと0.2ポイント上昇
計画目標 (令和9年度)	99.6%	あと1ポイント上昇

サブ指標1 ダム集水区域の公共下水道整備率		
令和4年度実績	75.0%	
中間目標 (令和5年度)	88.3%	あと13.3ポイント上昇
計画目標 (令和9年度)	100%	あと25ポイント上昇

# 基本理念

# 取組の柱

# 基本施策

ともにつくる 資源循環都市 さがみはら

## 取組の柱 I

### ごみの更なる削減

ごみを減量化・資源化していくためには、「ごみを発生させない」という視点から市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。これまでの「4R」を更に推し進め、リフューズ・リデュースに積極的に取り組むライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指します。



## 基本施策 1

家庭系ごみの減量化・資源化

## 基本施策 2

事業系ごみの減量化・資源化

## 基本施策 3

生ごみ・食品ロスの削減と資源化【食品ロス削減推進計画】

## 取組の柱 II

### ごみの適正な処理

廃棄物の種類や排出方法に応じて安全かつ適正に処理するとともに、環境負荷の低減を図ります。



## 基本施策 1

ごみ処理体制の整備

## 基本施策 2

不適正処理防止対策

## 取組の柱 III

### ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政の協働の輪を広げ、ごみを出さない環境づくりやごみ排出ルールの遵守を進めていく必要があります。



## 取組の柱 IV

### 生活排水の適正な処理

公共下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、合併処理浄化槽等への転換を進めます。



Blank area for basic measures corresponding to Pillar IV.

## 取組の柱 V

### 大規模災害への備え

災害廃棄物の処理等を進める災害に強い処理体制の構築を目指し、大規模災害への備えを計画的に進めます。



## 基本施策 1

災害廃棄物等処理体制の整備

## 基本施策 2

応援・受援体制の整備

## 実施事業

- 1 4Rに関する情報発信や環境教育の推進
- 2 プラスチックごみの削減
- 3 リユースの促進
- 4 資源化の推進

- 1 4Rに関する情報発信
- 2 適正排出の徹底
- 3 資源化の推進

- 1 情報の発信・教育の推進
- 2 生ごみ・食品ロスの削減
- 3 再利用・資源化の推進

- 1 2工場処理体制の安定的な運営
- 2 最終処分場の整備と維持管理
- 3 収集運搬体制等の整備
- 4 ごみ処理手数料の在り方に関する検討
- 5 エネルギーや資源の有効活用  
(工場等における脱炭素への取組)

- 1 不法投棄防止対策の推進
- 2 持ち去り行為対策の推進
- 3 不用品の違法回収対策の推進

- 1 きれいなまちづくりの推進
- 2 ごみ排出ルールへの遵守

- 1 公共下水道の整備の推進
- 2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進
- 3 個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発及び合併処理浄化槽への転換の促進
- 4 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理

- 1 災害廃棄物等の処理への備え
- 2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定

- 1 他自治体との相互支援体制の強化
- 2 民間事業者等との協力関係の強化

## 主な行政の取組

- ・地域や学校への出前講座の実施
- ・製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討
- ・民間事業者との連携によるリユース促進策の検討・実施
- ・小型充電式電池の適正排出及び再資源化の実施

- ・事業系ごみの減量化・適正処理等に関するパンフレット等を活用した啓発
- ・事業系ごみの搬入物検査の強化
- ・木くずや剪定枝の資源化や再生利用の拡大

- ・「てまえどり」等、食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発の推進
- ・他都市との連携による食品ロス削減に向けた取組
- ・食品ロス削減に向けたフードドライブの推進

- ・南清掃工場基幹的設備改良事業の推進
- ・北清掃工場の建替整備事業の推進
- ・次期最終処分場の計画的な整備の推進
- ・市民ニーズに対応したごみ収集の検討
- ・家庭から排出される一般ごみの有料化の検討
- ・ごみ処理の過程で生成される熔融スラグの有効活用

- ・不法投棄防止パトロールの継続
- ・近隣自治体や警察署との連携
- ・違法な不用品回収業者の指導

- ・5月30日「きれいなまちづくりの日」をはじめとした啓発活動の推進
- ・自治会、廃棄物減量等推進員をはじめとした関係団体との連携強化
- ・ごみ・資源集積場所の排出ルールの周知及び啓発
- ・ごみ・資源集積場所の設置、維持及び管理についての検討

- ・公共下水道の整備及び維持管理
- ・ダム集水区域の高度処理型合併浄化槽の設置の推進
- ・個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発
- ・し尿処理施設の適正な維持管理

- ・災害廃棄物等の処理方法・設備の検討
- ・「災害廃棄物等処理計画」の改定

- ・他自治体との相互援助体制の強化
- ・民間事業者等との協力体制の強化

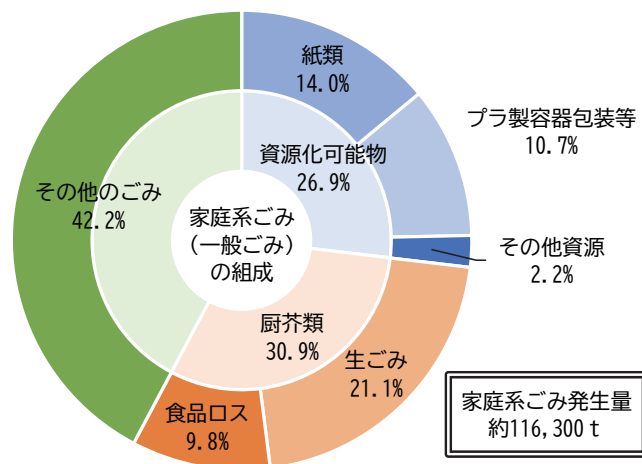
# 重点施策

本市の喫緊の課題及び国内外で取組が求められている課題から、重点的に取り組むべき3つの項目を設定します。

## ➤ 生ごみ・食品ロスの削減

家庭系ごみは、減少傾向にありますが、「ごみ質測定調査」では、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスの家庭から排出される一般ごみに占める割合が、平成29年度の7.6%から9.8%に増加しており、生ごみの減量とあわせて食品ロス削減の対策などの更なる取組を進めます。

また、事業系ごみについても、「事業系一般廃棄物組成分析調査」では、生ごみの事業系ごみに占める割合が、平成28年度の41.3%から31.1%に減少しているものの、食品ロスが18.9%を占めているため、家庭系ごみと同様に生ごみ・食品ロスの削減の取組を進めます。

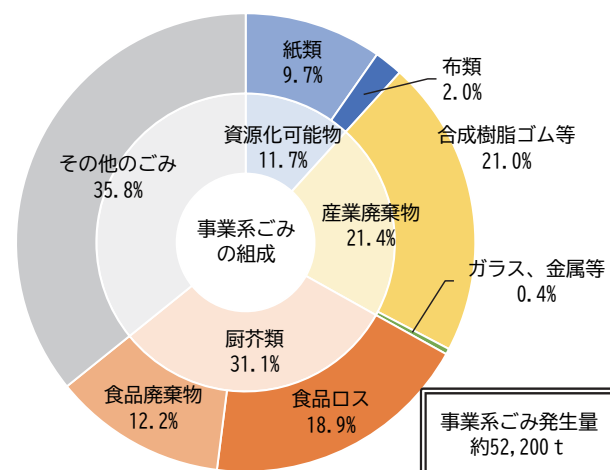


家庭系ごみの組成  
ごみ質測定調査（令和4年度）

## ➤ 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみは、令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動の停滞により、大幅に減少しました。

このように事業系ごみは、経済状況による外的な要因の影響を受けますが、紙類などの資源化可能物や産業廃棄物も多く含まれている状況があることから、引き続き、適正排出と分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていきます。



事業系ごみの組成  
事業系一般廃棄物組成分析調査（令和4年度）

## ➤ 大規模災害への備え

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策を講じておく必要があります。

また、令和元年東日本台風などの近年発生した災害の教訓を生かし、支援側及び受援側の双方の観点から体制の整備を進めます。



令和元年東日本台風での市内仮置場の様子



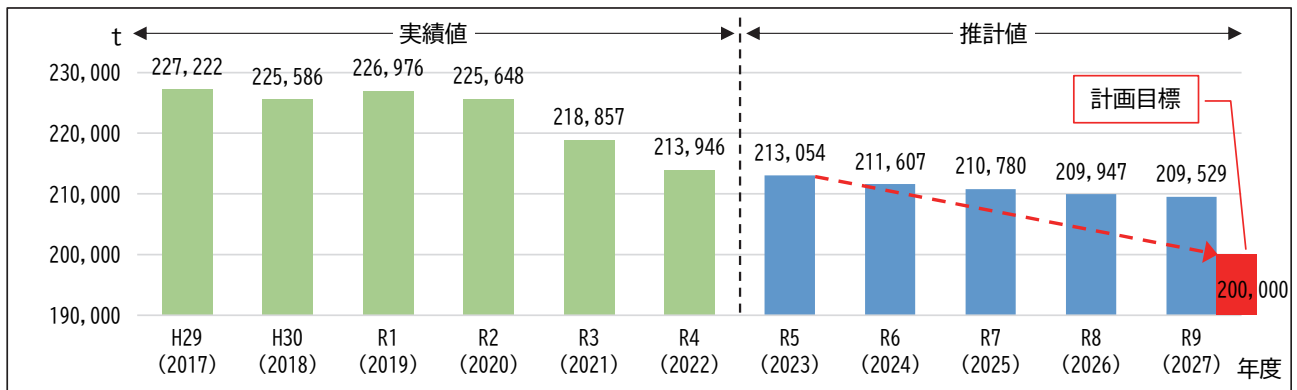
# 数値目標

## ▶ ごみ処理における数値目標

- ◆ 資源を含めたごみの発生・排出抑制による減量効果の指標として「ごみ総排出量」を目標項目として設定します。
- ◆ 最終処分場の延命化を図るため、ごみの減量化及び清掃工場における処理後残さの有効活用（溶融スラグの有効活用等）による減量化の指標として「最終処分量」を目標項目として設定します。
- ◆ 市民が分かりやすく身近に感じる、家庭系ごみの減量化・資源化の指標として「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）」、「家庭からの食品ロス排出量」をサブ指標として設定します。
- ◆ 事業者が目指す事業系ごみの減量化・資源化の指標として「事業系ごみ排出量」をサブ指標として設定します。

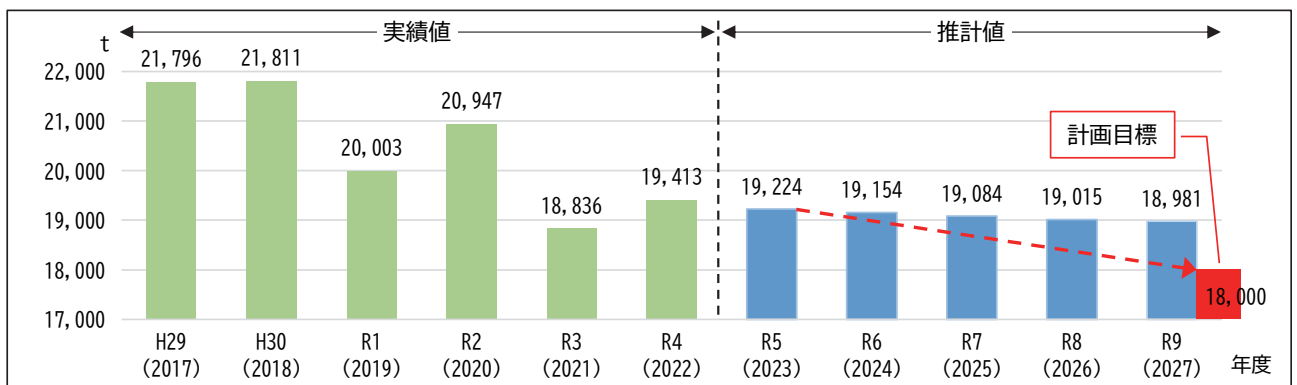
### 【数値目標1 ごみ総排出量】

計画目標を「200,000 t 以下」とします。



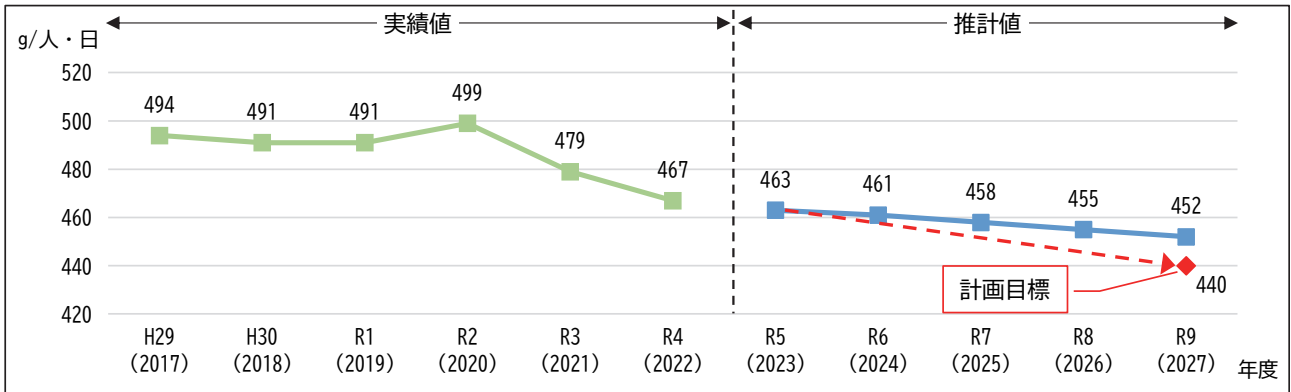
### 【数値目標2 最終処分量】

計画目標を「18,000 t 以下」とします。



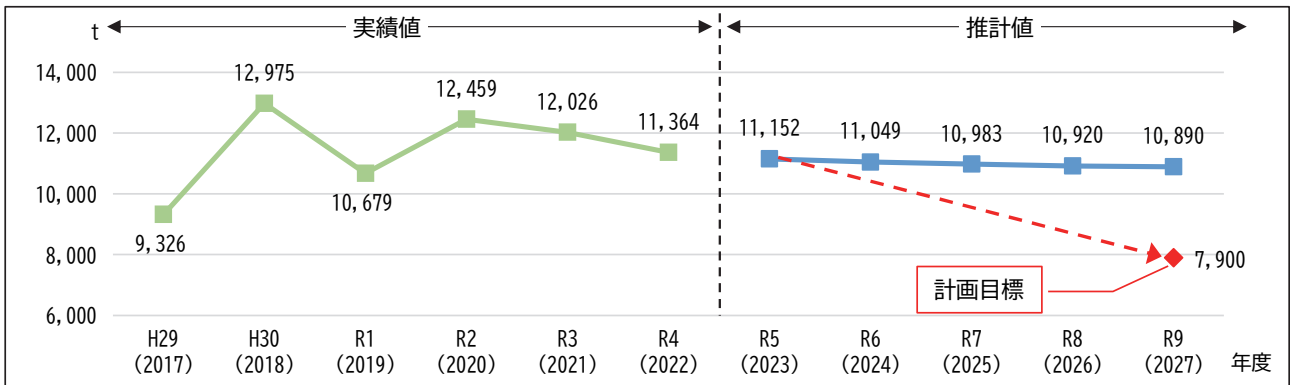
【サブ指標1 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く。）】

計画目標を「440g以下」とします。



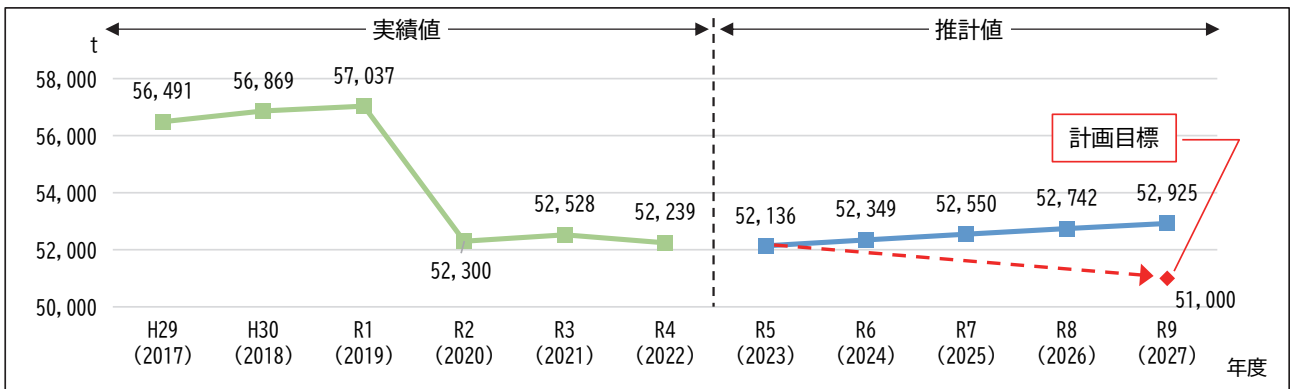
【サブ指標2 家庭からの食品ロス排出量】

計画目標を「7,900t以下」とします。



【サブ指標3 事業系ごみ排出量】

計画目標を「51,000t以下」とします。

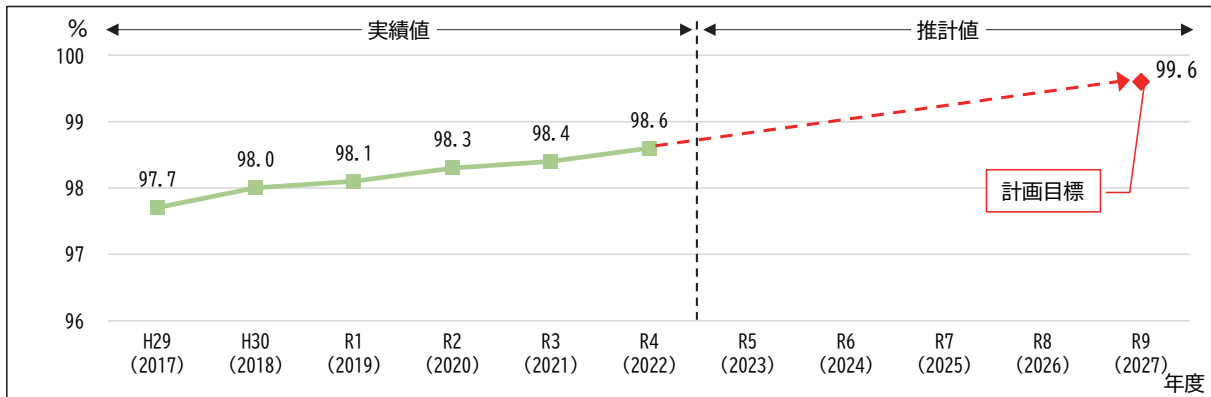


## 生活排水処理における数値目標

- ◆ 下水道整備や高度処理型合併浄化槽等による生活排水の適正処理状況を把握する「生活排水処理率」を数値目標として設定します。
- ◆ 第3次計画では、サブ指標として「ダム集水区域の公共下水道整備率」を設定しましたが、同区域における生活排水の適正処理の進捗状況をより適切に反映するサブ指標として、「ダム集水区域の生活排水処理率」を設定します。

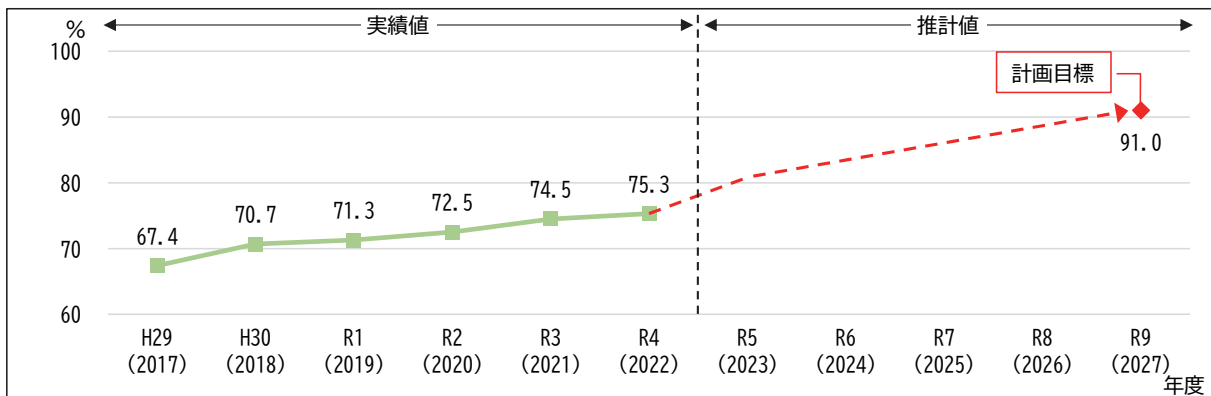
### 【数値目標1 生活排水処理率】

計画目標を「99.6%」とします。



### 【サブ指標1 ダム集水区域の生活排水処理率】

計画目標を「91.0%」とします。



第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画（改定） 概要版  
令和6年3月（2024年3月）発行  
発行／相模原市  
編集／相模原市 環境経済局 廃棄物政策課  
〒252-5277  
神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
TEL 042-769-8336